

平成 30 年 8 月 31 日  
東北経済産業局

## 改正産業競争力強化法に基づく「創業支援等事業計画」の認定をしました(第 1 回) ～創業支援等事業計画策定市町村が東北で 175 市町村となりました～

改正産業競争力強化法(平成 30 年 7 月 9 日施行)に基づき、市町村が創業支援等事業者と連携して策定する「創業支援等事業計画」について、東北管内で新たに 2 計画(7 市町村)を認定しました。  
これにより、東北管内では 227 市町村のうち 175 市町村(77.1%)の 143 計画が認定となり、全国では 1,718 市町村のうち 1,393 市区町村(81.1%)の 1,240 計画が認定となりました。

### 1. 第 1 回認定の内容

#### (1) 新規 (2 計画)

宮城県 富谷市・大和町・大郷町・大衡村(4 市町村による共同申請)、松島町

#### (2) 計画変更 (18 計画)

青森県 八戸市、三沢市、おいらせ町、南部町、  
五所川原市・つがる市・鱒ヶ沢町・深浦町・鶴田町・中泊町(6 市町による共同申請に変更)

岩手県 大槌町

宮城県 仙台市、石巻市、気仙沼市、白石市、登米市、東松島市

山形県 長井市、遊佐町

福島県 会津若松市、郡山市、相馬市、会津美里町

※下線は、新たに認定した市町村。

※7 市町村を新規で認定、21 市町村を計画変更で認定。合計 28 市町村を認定した。

### 2. 創業支援等事業計画の概要

#### (1) 国の認定

「産業競争力強化法」において、市町村が民間の創業支援事業者(地域金融機関、商工会議所・商工会、民間企業、NPO 法人等)と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、経営人材育成事業、コワーキング事業等の創業支援を行う「創業支援事業計画」を策定し、国が認定することとしています。

平成 30 年 7 月 9 日に施行された「改正産業競争力強化法」では、開業率のさらなる向上を目指し、従来の「創業支援事業」の概念を拡大させて新たに「創業支援等事業」と規定し、「創業支援等事業」に創業に関する普及啓発を行う事業(創業機運醸成事業)も含めることとしています。また、従来の「創業支援事業計画」も新たに「創業支援等事業計画」とし、同計画の中に創業機運醸成事業を位置づけられることと

しています。

(2) 創業支援等事業者への支援

市町村と連携して創業支援等事業等を実施する創業支援等事業者は、国の補助金を活用できるほか、一般社団法人、一般財団法人及び NPO 法人においては信用保証枠の拡大等の支援策を活用することができます。

(3) 創業者への支援

経営、財務、人材育成、販路開拓等の知識習得を目的として継続的に行う創業支援等の取組を「特定創業支援等事業」と位置づけ、この支援を受けた創業者には、登録免許税の軽減措置、信用保証枠の拡大等の支援策が適用されることとなります。

3. 全国の第1回認定

経済産業省ホームページ

<http://www.meti.go.jp/press/2018/08/20180831002/20180831002.html>

4. 認定自治体一覧(改正前第1回～第13回、改正後第1回)

(全国) 中小企業庁ホームページ

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/2018/180831sogyonintei.htm>

(東北) 東北経済産業局ホームページ

[http://www.tohoku.meti.go.jp/s\\_shinki/sogyoshien.html](http://www.tohoku.meti.go.jp/s_shinki/sogyoshien.html)

(本紙にかかるお問い合わせ先)

東北経済産業局 産業支援課長 中野 かおり

担当者：六沢（ろくさわ）、飯野

電話：022-221-4882（直通）